

規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者の標識に係る書面揭示規制	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号: 03-3506-6902 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年1月～3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の金融商品取引法においては、金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者に対して、営業所又は事務所における標識の掲示を義務付けている。当該規制は、営業所又は事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報についてインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>金融商品取引法第36条の2、第66条の8 ※以上、全て改正案</p>
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者は、標識に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。 この点、金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者の多くは、既にインターネットを利用した情報提供を行っており、標識に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。 なお、現在インターネット上で情報提供を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるため、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>	
(行政費用)	<p>金融庁が金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者に規制の内容を周知・広報する必要が生じると想定される。周知・広報に当たっては、業界団体を通じて行うことや金融庁のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。	
その他関連事項	—	
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。	
備考	—	